

[最優秀賞]

被害者供述の信用性を弾劾して 勝ち取った無罪判決と逆転刑事補償

神林美樹 第一東京弁護士会・64期

はじめに

「本当のことを話します」。

依頼者であるXさんが私にそう言ったのは、勾留延長満期の2日前のことだった。

本当のことを話せば、本件の裏にある事情を明らかにされることを望まない人たちから危害を加えられるのではないかと、Xさんはそう恐れていたのである。そのような恐怖心から、Xさんはこれまで虚偽の自白をしてしまっていた。

しかし、この日Xさんが話してくれた事実を前提とすると、事件は180度、様相を変えることとなる。私は、これまでになされた虚偽の自白を覆し、Xさんの真実の声を届けるべく駆けずり回った。私にとっては初めての否認事件、2件目に担当した国選弁護であった。

事案の概要

本件公訴事実は、「平成22(2010)年12月20日午後3時頃、Xさんが、上司であるAさんが現金700万円を携行して助手席に乗った自動車を運転していた際、Aさんの自宅前に停車した同車からAさんが降車した際に同車を発進させ、Aさんが助手席足下に置いていたAさん所有の上記700万円を持ち去り窃取した」というものであった。

逮捕された当初(逮捕日：2012年8月末日)、Xさんは、本件公訴事実を認めるという虚偽の自白をしていた。しかし、勾留延長満期の2日前、Xさんは、冒頭の言葉に続けて次のような事実を打ち明けた。

- ・ Aさんは被害者ではなく、共犯者である。
- ・ 事件当日にAさんが所持していた700万円は、Aさんのさらに上司であるBさんの裏金である。
- ・ XさんとAさんは、しばしばBさんの裏金の運搬を

命じられていた。Aさんは、以前からXさんに、「どうせ表に出せないお金だから、2人で分けちゃおうか」などと言っていた。

- ・ 事件当日、Aさんから「Bさんのお金を運ぶ仕事があったから、山分けしないか」と持ちかけられた。Xさんが逡巡のうえ承諾すると、Aさんは、Xさんの運転する車でa銀行へ行き、同行にある、Bさんが実質的に管理するCさん名義の口座(以下、「C名義口座」という)から700万円を降ろし、そのうちの300万円をXさんに手渡した。残りの400万円はAさんが取得した。
 - ・ Aさんは、「万が一、Bさんに捕まったら、Xさんが全部やったことにしてね」、「俺が忘れ物を取りに家に帰ったときに、Xさんが持ち去ったことにしよう」、「このあとBさんに連絡するから、Bさんの指示で被害届を出すことになると思うけど、被害届は時機をみて取り下げるから心配しないで」などと言い、Aさんの自宅前で同車から降りた。
 - ・ 本当のことを話せば、AさんやBさんらから報復を受けるのではないかと思い、言い出せなかった。
- Xさんが話してくれた事実を前提とすると、Xさんには、Aさんに対する占有侵害は認められず、Aさんに対する窃盗罪は成立しないことになる。そのことをXさんに説明し、このままではやっていない窃盗罪で起訴されてしまうので捜査機関にも本当のことを話すよう助言したが、Xさんは、やはりAさんやBさんが怖いので、全部自分だけでやったことにしたいなどと言い、捜査機関への告白を拒絶した。

Xさんの不安と葛藤を支える

Xさんの恐怖心は大きく、起訴までの2日間でXさんの気持ちが完全に変わることはなかった。しかしX

さんは、裁判所や検察官にも本当のことを話したい、でもAさんやBさんから報復を受けるのではないかと、思うと怖くて言えないと葛藤していた。私は、「Xさんにとっての利益」が何であるのか、弁護人としてどう対処すべきか、悩みに悩んだ。

本件では、Xさんの話してくれたことが客観的な事実として明らかであるとはいえなかった。「Xさんが、Aさんとの合意の下に、Aさんから、Aさんが預かっていた700万円のうちの300万円を受け取った」ということを裏づける直接証拠となりうるのは、Aさんの供述のみであると考えられたが、Aさんが被害者として振る舞っている以上、Aさんからこのような供述を得ることはおよそ期待できなかった。また、すでに事件から1年9か月以上が経過し、証拠が散逸してしまっていたことなども影響して、この時点ではXさんの話を裏づける証拠を見つけることはできなかった。

もともと、Xさんの話してくれたことが真実であるならば、Xさんが本件公訴事実を認めることは犯人隠避罪(刑法103条)に該当すること、このまま弁護を続けると犯人隠避罪の共犯にもなりかねないので、最終的には辞任せざるをえない可能性があることについても説明した。しかし、Xさんの話の真偽が不明の段階であり、裁判所や検察官にも打ち明けるか否かXさんが必死に葛藤している最中であったので、今の時点では葛藤しているXさんを支えることに注力すべきであると考えた。

私は、Xさんの不安な気持ちを支え、Xさんが葛藤を乗り越えて最終的な意思決定をすることができるようにとの思いで、接見を続けた。接見の際、私が事件のことを質問すると、Xさんは記憶を振り絞り一生懸命答えてくれた。すぐに思い出せないことについては、次回接見までの間にじっくり考え、導いた答えを教えてくれた。Xさんが真実を伝えたいと思っていることは明らかなように思えた。

そして起訴から約20日後、Xさんは、検察官に真実を伝える決意をした。

東京地方裁判所に移送されるまで

本件は、当初、東京簡易裁判所に係属していた。そこで私は、簡裁の公判担当であったN検事に面会を申し入れた。N検事は、私が執行猶予の獲得に向

けた交渉をしに来たのだと思っており、Xさんの話を伝えると相当驚いた様子であった。Xさんの話を裏づける証拠がない中で一蹴されることも覚悟していたが、N検事は、証拠をみて違和感を覚えた箇所があり、なんとなく不思議な事件だと思っていたが、Xさんの話を前提とすれば、それらの違和感が解消されるように思うと言ってくれた。

私は、N検事に対して、「横領への訴因変更になるか、公訴取消しとなるかはわからないが、Aさんとの横領について再捜査してほしい」、「Xさんは、Aさんやその周囲の人たちを恐れており、真実を話すことにより、自己や家族に危害が及ぶのではないかと心配している。再捜査を行う際は、XさんやXさんの家族の安全に留意してほしい」、「公判廷でXさんとAさんらの供述が真つ向から対立することは避けたいので、再捜査により検察官の手で真実が明らかとなることをXさんは望んでいる。再捜査のために必要な協力は行う」旨申し入れた。これに対してN検事は、「申入れのあった横領に関しては、再捜査を行う」、「再捜査の結果によっては、業務上横領ないし単純横領への訴因変更請求などをする可能性があるため、地裁への移送についても検討したい」、「Xさんが危惧している点についても留意する」旨回答した。

そして面会から14日後、本件は東京地方裁判所に移送された。Xさんの望む真相解明に向けて一歩前進したと思った。このときは。

動かない検察

しかし地裁に移送された後、再捜査を担当する旨連絡くれたのは、本件の捜査段階を担当していたO検事であった。Xさんの自白調書を作成し、窃盗罪で起訴したO検事にとって、今回の移送・再捜査の流れが面白いはずがなく、O検事が再捜査を担当することには不安を感じた。

そして、その不安は的中する。O検事は、とくに、私が起訴の2日前にXさんから真実を打ち明けられていたことに激昂しており、私が「すぐに検察官にも真実を伝えるよう説得したが、Xさんが真実を公表する決意をするまで一定の時間を要してしまった」旨説明しても、電話口で罵倒するばかりであった。

もともと、再捜査が開始されてすぐ、領置されて

いたXさんの携帯電話の中に、事件後、XさんとAさんがやりとりした複数のメールが残っていることが判明した。その内容は、両者が700万円の窃盗の犯人と被害者という関係であることを前提とすると、およそ不自然なものであった。しかしO検事は、AさんはずっとXさんの上司だったのだから、Xさんとこのようなメールのやりとりをしてもおかしくはないなどと述べ、このメールの発見を重要視しなかった。

真相解明をすべて捜査機関側に任せていたのではなく、私自身も、海外にいる関係者に国際電話をかけて事情を聴くなどして、独自の裏づけ捜査を行っていた。Xさんの不安な気持ちを考えれば、法廷でXさんとAさんの主張が真っ向から対立するという構造は望ましくなく、公判開始前に検察官と協力して真実を明らかにし、Aさんとの横領へ訴因変更されることが本件では望ましいものと考えた(Xさんは、Aさんとの横領に訴因変更された場合には、公訴事実を争わないと述べていた)。そのため、たとえば、O検事から「携帯電話の鑑定に必要なので、できれば今日中に、この書類にXさんにサインしてもらってきてほしい」と依頼されれば、他の仕事を調整してでも、Xさんの事件を優先して対応した。

しかしO検事は、AさんやBさんに不利な証拠が発見されても、それに対するAさんやBさんの言い訳を安易に信用しがちで、本気で再捜査をしているようには思えなかった。このような状況を改善するため、公判担当のY検事を訪問し、O検事の再捜査のやり方には上記のような不安があるので、Y検事の手で再捜査を行ってほしいと直談判したこともあった。しかしY検事は、再捜査はO検事に一任しているので、自身は再捜査を行わないという態度を崩さなかった。

結局、横領への訴因変更はなされなかった。任意開示を求めている証拠の開示もなされないまま、公判が開始された。

期日間整理手続と弁護方針の構築

事件が動いたのは、第1回公判期日であった。Xさんは、不安な気持ちでいっぱいになりながらも、「Aさんから700万円を奪ったことはない。事件当日、Aさんとの合意の下に、Aさんから、Aさんが所持していた700万円のうち300万円を受け取った」ということ

を自分の言葉で説明し、本件公訴事実を否認した。私も、XさんにはAさんに対する占有侵害がないとして、本件公訴事実につき無罪を主張した。

すると裁判官は、本件を直ちに期日間整理手続に付す旨の決定をしてくれた。これが非常に大きかった。半年以上、7回にわたる期日間整理手続の中で裁判所から検察官への求釈明がなされ、再捜査にも進展がみられた。また検察官から任意開示のみならず、類型および主張関連証拠の開示を受けることができた。そして、本件公訴事実を支えるAさんの供述には不自然・不合理な点が多数存在すること、不自然な変遷も存在すること、Aさんの供述と整合しない客観証拠が存在することを確認することができた。しかし一方で、Xさんの供述を明確に裏づける客観証拠までは出てこなかった。そこで公判では、Xさんのアナザー・ストーリーを積極的に主張するという方針ではなく、Aさんの供述の弾劾に徹することにした。

証明予定事実の変化と被告人の主張

上述のとおり、当初行われた再捜査は不十分なものであった。期日間整理手続開始当初、検察官は、C名義口座はBさんではなくCさんが使用しており、事件当日、Aさんは、Cさんからお金を借りるため、Cさんの承諾を得て、C名義口座から700万円を降ろしたものと主張していた。

しかし、2013年4月、公判検事が交替したことをきっかけに、M検事による公平な再捜査が行われることになった(M検事に従前の経緯を説明するため、再度検察庁に足を運んで事情を説明すると、M検事は、これまでO検事に再捜査を一任していたことに非があったことを認め、以後は自ら再捜査の指揮を執ると言ってくれた。そして現に、M検事の指揮によって再捜査は大きく進展した)。その結果、横領への訴因変更までには至らなかったものの、検察のストーリーは大きく変化し、最終的に以下のような主張となった。

「風俗店の経営者という地位にあったAさんは、同グループの同業者であるDさんから運転資金として680万円を借りており、これを返済する必要があったが、お金が足りなかった。そこで、同グループのボスであるBさんからお金を借りることになり、実質的

にBさんが管理するC名義口座から700万円を降ろした。この際、車の運転手としてXさんを連れて行った。それをDさんの口座に振り込もうとしたが、自分の預金通帳を忘れたので、いったんAさんの家に帰った。自宅から出てくると、Xさんの姿は車ごと消えていた。車を移動しているのかと思って1時間ほど探し歩いたら、近所でXさんと700万円が消えた状態で車だけが見つかった」。

これに対し、弁護側のケース・セオリーは、以下のようなものだった。

「風俗店の経営者と従業員という地位にあったAさんとXさんは、日頃からBさんの表に出せないようなお金を運搬することをBさんから依頼されていた。待遇について不満を持っていたAさんとXさんは、いつか山分けしてしまおうかという話をしていた。事件当日、Bさんから700万円の運搬依頼を受けたAさんがXさんに本当に山分けをしないかと持ちかけた。Xさんは思い悩んだが、b国にいる妻子に会いたい気持ちに負け、Aさんの話に乗ることにした。Aさんとは、700万円全額をXさんが持ち逃げしたことにすること、形式上被害届を提出することにすることが、時機をみて被害届は取り下げるという約束をし、Aさんが400万円、Xさんが300万円をそれぞれ取得することにした。そして、Aさんが忘れ物を取りに行っているうちにXさんが700万円を持ち逃げしたことにするため、XさんはAさんをAさんの家の前で降ろした」。

公判における被害者供述の弾劾

Aさんの反対尋問を間近に控え、私は、証拠を何度も何度も読み返して尋問メモ作りに奮闘する傍ら、Xさんの不安を支えるため、Xさんとの接見も欠かさなかった。するとある日、Xさんから意外な言葉ももらった。

「先生、こんなに一生懸命やってくれてありがとう。拘置所生活が長くなって、同房者のリーダーみたいなことまでやるようになってしまったけれど、先生がいなかったらここまで頑張ることはできなかった。これでよかったと思っています」。

Xさんの言葉が胸に刺さった。起訴後の早い段階で検察官にも真実を打ち明けたにもかかわらず、訴因変更はかなわず、Aさんとの直接対峙に不安で

いっぱいはずなのに、今のこの状況で、Xさんから「ありがとう」の言葉もらえるとは思わなかった。私は、Xさんの決意とこれまでの頑張りを無駄にしないよう、気持ちを引き締めた。

弁論では、Aさんの「窃盗の被害者であれば通常とりえない行動」を中心に、Aさんの供述の不自然さを顕出させることによって、Aさんの供述を弾劾する予定であった。したがって、Aさんに対する反対尋問の獲得目標は、「窃盗の被害者であれば通常とりえないと評価されるような行動をAさんがとっていた事実」をAさんに認めさせることだった。具体的には、以下のような事実を獲得することを目標とした。

- ① 事件発生から被害申告まで2時間を要している。
- ② Xさんの妻子がb国にいることや、Xさんがb国に行きたがっていることをAさんは熟知していたが、事件翌日、Xさんは成田空港から出国できた（事件当日Aさんが警察に被害届を出した際、当該事実を申告していない）。
- ③ Aさんは事件後、Xさんと携帯電話で連絡をとっている。
- ④ Aさんは、Xさんと電話した際、Xさんからb国の友人を紹介してほしいと頼まれて、Xさんに対し、b国在住のEさんを紹介している。
- ⑤ Aさんは、Xさんがb国にいることを知っていたのに、自身がb国に行った際にXさんに会いに行っていない（700万円の返還を要求していない）。
- ⑥ Aさんは、Xさんと連絡をとっていたことをBさんには伝えていなかった。
- ⑦ Xさんが起訴された後に、AさんとBさんで700万円の借用書を作成している。
- ⑧ Xさんが逮捕された後に、AさんはXさんに対して差入れをしている。
- ⑨ 700万円の原資に関するAさんの供述が4度、変遷している。
- ⑩ 700万円の使途に関するAさんの供述が3度、変遷している。

以上の尋問に対して、Aさんは、いずれの事実も肯定した。

弁論と無罪判決

これらのAさんの供述と客観証拠を前提に、Aさ

んの行動は、窃盗の被害者としては極めて不自然・不合理であり、したがって被害者供述は信用できないから、本件公訴事実は立証されていないという弁論を行った。

これに対して、裁判所は、Aさんの供述の信用性を認めるには合理的な疑いが残るとして、ほぼ弁論どおりの認定をし、無罪判決を言い渡した。その後、検察官控訴はなされず、本件は確定した。

刑事補償棄却決定からの逆転刑事補償

だが、これだけでは、この事件は終わらなかった。

判決確定後、身柄を拘束されていた496日間について刑事補償請求を行った。しかしながら、Xさんの身柄が拘束されていたのは、Xさんによる当初の虚偽自白が原因であるなどとして、全部棄却されてしまったのだ。

本件は、Xさんが不正な利益を得ることを企図として、わざと虚偽の自白をしたようなケースでは決してない。当初Xさんは、AさんやBさんから報復を受けることを恐れるがゆえに真実を言い出せなかったが、起訴後間もなく検察官にも真実を伝え、その後は真相解明に向けた協力を怠らなかった。真相を解明しようとした結果、Xさんの身体拘束は実に約1年5カ月にも及んだ。このようなXさんに刑事補償をしなければ、背景事情からいったん虚偽の自白をしてしまった者がみな真実発見をあきらめてしまうことになりかねず、冤罪による誤判を惹起しかねない。私は、直ちに即時抗告を行って、本件の経緯と補償の必要性についてあらためて主張した。刑事補償法の条文解釈が載っているような本を見つけるのに非常に苦労したが、憲法の趣旨から、刑事補償をしない場合というのは極めて限定的な場合に限られると解釈すべきだと主張した。その結果、抗告審は、次のように述べて原決定を取り消し、補償を一部認容した。

「……こうした経緯等に鑑みれば、請求人は当初、捜査及び審判を誤らせる目的で虚偽自白をしたものの、起訴前には弁護人にその旨打ち明け、捜査機関にもそれを伝えることを承諾して以降、弁護人において虚偽自白の影響を払拭するため、可能な限りの努力が尽くされたと評価することができるのであって、そうであるのに、いったん虚偽自白をすれば未決の

拘禁がいかにか長引いてもその補償の全部をしなくすることは請求人に酷に過ぎるというべきである、原決定の判断は、正義、衡平の観念にもとり裁量権を逸脱したものというほかない」。

事件を振り返って

こうして、私の初めての否認事件は終わった。

本件では、誠実義務と真実義務の衝突の問題、依頼者が真実を話す決意をした場合に、検察官とどのように協力することが依頼者の利益に適うのかといった問題に直面した。

前者の問題においては、上述のとおり、虚偽の自白を続けることは犯人隠避罪に当たる可能性があることを説明して、Xさんに対し真実を話すよう説得した。その際、Xさんが真実を話すうえで不安を感じていることは何か、その不安を解消するためにはどうしたらよいか、何度も話し合った。Xさんが主に心配していたのは、Aさんらから報復を受けるのではないかとという不安であり、Xさんの話を前提とするとXさんがそのような不安を抱くのも無理からぬ事情があると思われたため、Xさんの葛藤する気持ちは理解することができた。もっとも、Xさんが虚偽の自白を続ける場合には、それに従うことは犯人隠避罪の共犯にもなりうるため、弁護人としては公判では証拠不十分による無罪主張をするか、最終的には辞任せざるをえなくなる可能性もあることについて説明した。しかしながら、接見を重ねるにつれてXさんとの信頼関係は徐々に深まり、Xさんは私の辞任を望まなかった。国選弁護であるため辞任が困難であるという事情もあったが、それ以上に、Xさんが望む限りはできるだけXさんの戦いを支えるために弁護を続けたいと思った。話し合いの末に、Xさんは真実を話す決意をした。ただし、法廷でXさんの供述とAさんらの供述が真っ向から対立するという構造は避けたいというのがXさんの希望であったため、事前に検察官に対して真実を伝え、公判開始前に横領への訴因変更を実現することを目指して活動することとなった。

もっとも、後者の問題とも関連するが、今回のケースでは、弁護方針として、検察官に対して事前にXさんの話を伝えるのではなく、法廷で裁判官の前で初めて、Xさんの話に基づき無罪主張を行うという手

段もあつただろうと思う。検察官にXさんの話を伝えると、再捜査によりXさんの主張を潰されてしまうリスクがあると考えられるからである。しかしながら、Xさんが虚偽の自白をしてしまった原因は、Aさんからの報復に対する恐怖心であり、その不安を解消するか、少なくとも解消する方向を目指さない限り、Xさんが真実を話す決意をすることは非常に困難であると思われた。本件において、Xさんの利益を守るためには、公判開始前に横領への訴因変更が行われるべきであり、そのためには捜査協力が必要であると考えた。検察官と弁護人という立場の違いがあるなかで、必ずしも常に良好な協力体制が築けたわけではなかったが、何度も検察庁に足を運び、電話や書面でのやりとりを重ねた結果、多くの再捜査が実現し、その結果を共有できたことは、その後の弁護活動の大きな武器につながった。今回、無罪判決を獲得できたのは、そして即時抗告審が刑事補償を一部認容したのは、真実を公表するというXさんの決意に従い捜査に協力した結果、Xさんの話を裏づける証拠を獲得することができ、Xさんの供述の信用性が極めて高まったという点にあると考えている。

そもそも、なぜあの日、Xさんが真実を話してくれたのか、本当のところはわからない。しかし、私は接見をするとき、いつも心に留めていることがある。それは、「依頼者はきっと本当に言いたいこと、事件に関する核心的なことは、口に出すのがためらわれてなかなか言い出せないのではないか。そういう可能性があることを忘れず、依頼者が、本当は言いたいのと言い出せないという状況だけは作らないようにし

よう」ということである。弁護人として活動できる限られた時間の中で、依頼者の想いのすべてを知ることが残念ながら不可能である。しかし、依頼者が本当は伝えたい、わかってほしいと思っていることだけは、決して聞き逃さないようにしたい。

終わりに

本件は私にとって初めての否認事件であり、かつ私は企業内弁護士であった。しかしそのような事情はXさんにとってはまったく関係のないことであり、万が一にもそれがXさんに不利益に働くようなことがあつてはならなかった。新人であるからこそ、全力でがむしゃらに事件に取り組み、また、弁護人の義務についての考え方、弁護戦略等に関して疑問が生じたときは、ためらわずに相談した。このような成果を出すことができたのは、ひとえに親身になって相談に乗ってくださった刑事弁護教官のおかげである。教官に指導いただいたことに感謝し、その教を胸に、正解のない刑事弁護の世界で、依頼者の利益を守るために最善を尽くしていきたい。

それぞれの事件において、「依頼者の利益」とは何かであるのか、弁護人としてどう対処すべきであるかは大きく異なってくる。これからも、ひとりひとりの依頼者と真摯に向き合い、その依頼者にとっての利益は何か、依頼者とともに考え、悩んでいきたいと思う。そして、弁護人として、依頼者の利益を守るために全力で駆け回りたい。

(かんばやし・みぎ)